

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則を次のように定め、公布する。

令和8年3月6日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規則第1号

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、犯罪の発生する蓋然性が極めて高い繁華街等の公共空間に富山県警察が設置する街頭防犯カメラシステムの運用に関して、必要な事項を定め、その適切な管理を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) データ

富山県警察が設置する街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）によって撮影した映像を電磁的に媒体に記録したものをいう。

(2) 街頭防犯カメラシステム

防犯カメラ及び当該システムによって撮影した映像を録画する装置をいう。

(設置場所の明示)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、設置場所において防犯カメラが設置されていることを明らかにしたり、富山県警察ホームページ上に掲載するものとする。

(責任者の指定等)

第4条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用について、責任者を指定するとともに、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう、慎重を期さなければならない。

(データの活用)

第5条 データは、犯罪の捜査その他警察の職務執行のため、必要と認められる限度において活用することができる。

(報告)

第6条 本部長は、前条の規定によりデータを活用した場合は、富山県公安委員会に定期的に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。